

栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金(以下「補助金」という。)については、栃木市補助金等交付規則(平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))による影響が長期間にわたっていることから、新しい生活様式(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に示された3密の回避、手洗い、人と人との距離の確保を行う等の基本的な感染対策を継続する新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する生活様式をいう。以下同じ。))に対応するための対策を実施する市内事業者に対して、その対策に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、もって当該市内事業者の事業の継続及び経営の安定を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 令和3年3月31日以前から市内に主たる事業所を有し、かつ、市

内で事業活動を営む者であり、引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの

(2) 市税に関する徴収金に未納がない者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(2) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人にあつては理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体にあつては代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者

(3) 前2号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でない市長が認める者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、令和3年4月14日から同12月31日までの間に実施する新しい生活様式に対応するための対策に要する経費で次に掲げるものとする。

(1) 換気扇、間仕切り壁その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための設備の設置に要する経費

(2) 非接触型検温器、空気清浄機その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための備品の購入に要する経費

(3) その他市長が必要と認める経費

2 同一の経費について、国又は他の自治体から同種の補助金の交付を受けている場合は、当該経費は補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が3万円未満の場合は、補助金を交付しない。

3 補助金の交付は、1交付対象者に対し1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和4年1月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 令和3年3月31日以前から市内に主たる事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることを証する書類

(2) 栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金の交付申請に係る誓約書
(別記様式第2号)

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) 補助対象経費に係る設備又は備品の設置状況が分かる写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第6条関係）

栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

（申請者） 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号	
補助金の名称	
主たる事業所の所在地	
補助対象経費	円
補助金申請額	円
添付書類	

（同意事項）

栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金の交付に係る審査のために必要がある場合は、私（当社）の住民情報及び市税に関する徴収金の納付状況を調査することに同意します。

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

〔自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。〕

別記様式第2号（第6条関係）

栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金の交付申請に係る
誓約書

栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金の交付を申請するに当たり、次の事項を誓約いたします。

- 1 栃木市新しい生活様式対応事業所支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する交付対象者の要件を満たしていること。
- 2 要綱第3条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当しないこと。
- 3 今後も市内において事業を継続すること。

年 月 日

（宛先）栃木市長

誓約者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

〔自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。〕